

4. 犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針

作成主体	知事及び公安委員会が共同して策定
目的・対象	店舗等を営業、管理する者に対し、防犯上配慮すべき事項を示し、店舗等における安全確保を図ることを目的とする。
指針の位置づけ	防犯上配慮すべき事項を示し、自発的な取組を促すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。管理体制、地域の実情等に応じて運用する。社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直す。

◎主な規定内容（配慮すべき事項）

※赤字 改正箇所

1) 銀行その他の金融機関

- ①店舗の構造
 - ・見通しの確保、来客用ロビーと事務室の分離
- ②防犯設備
 - ・防犯カメラ、110番直結の通報装置等の設置
- ③警戒要領等
 - ・開店中、閉店時、閉店後、現金輸送業務時
- ④ATMの防犯対策
 - ・本体、本体上部、周辺、扉、ブース、現金補てん箇所
- ⑤その他
 - ・近隣居住者に対する異常発生時の通報協力依頼等
 - ・特殊詐欺被害防止のために事業者がとるべき方策
 - 県、市町村等による施策及び県民等による自主的な防犯活動に協力
 - 従業員の教育・訓練の実施、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化
 - 店舗外ATM設置を委託する者に対し、特殊詐欺被害防止に必要な情報提供及び声かけ等の注意喚起を要請
 - 警察への通報その他適切な措置

2) 深夜において営業する施設

- ①店舗の構造
 - ・見通しの確保、店舗周辺の照明設備、配置等
- ②防犯設備
 - ・来客感応装置、防犯ベル、防犯カメラ等の設置
- ③警戒要領等
 - ・勤務体制、入店者への対応、不審者発見への配慮等
- ④その他
 - ・近隣居住者に対する異常発生時の通報協力依頼等
 - ・特殊詐欺被害防止のために事業者がとるべき方策
 - 県、市町村等による施策及び県民等による自主的な防犯活動に協力
 - 従業員の教育・訓練の実施、顧客等に対する声かけ等の注意喚起を強化
 - 警察への通報その他適切な措置

3) 大規模小売店舗

- ①店舗の構造
 - ・見通しの確保、万引き防止に配慮した配置等
- ②防犯設備
 - ・万引防止用機器、防犯ベル、防犯カメラ等の設置
- ③警戒要領等
 - ・勤務体制、入店者への対応、不審者発見への配慮等、制服警察官や防犯ボランティアによる店内巡回を推奨
- ④駐車場・駐輪場
 - ・見通しの確保、照明設備等
 - ・盗難防止措置（サイクルラックなど）
 - ・駐車（輪）場利用者に対する防犯広報の実施

4) 防犯体制の整備

- ①体制整備
 - ・防犯責任者等の指定、防犯指導の実施
- ②防犯設備の点検整備・拡充
 - ・防犯責任者等による定期的な防犯機器の点検など
- ③防犯マニュアルの活用
 - ・策定と店舗内への備え付け、従業員への周知
- ④従業員に対する指導
 - ・防犯訓練の実施など
- ⑤管轄警察署との連携
 - ・効果的な防犯設備設置など

「店舗等」とは、下記のうち公安委員会規則で定める店舗等をいう

- ・銀行その他の金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、貸金業者）※株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、貸金業法を公委規則（条例施行規則）に合わせ修正
- ・深夜（PM10時から翌日AM6時までの間をいう。）において営業する施設（ex.コンビニエンスストアなど）
- ・大規模小売店舗